

議案第1号関連資料

明石市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

1 制定の目的

児童福祉法の一部改正により児童相談所設置市が定めることとされた一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定めるため、新たに条例を制定しようとするものです。

2 条例の概要

(1) 条例で定める基準

- ① 一時保護施設の一般原則
- ② 一時保護施設に必要な設備に関する基準
- ③ 職員の職種、資格及び員数に関する基準
- ④ 一時保護施設の運営に関する基準

(2) 基準の考え方

各基準について、一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号。以下「省令」という。）に準拠するものとします。

ただし、「一時保護施設に入所した児童の通学の支援その他必要な措置」（第14条第3項関係）は、国の基準に加えて、本市独自の内容として規定します。

第14条（生活支援、教育及び親子関係再構築支援等）

3 一時保護施設は、学校教育法第1条に規定する学校に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学支援その他の必要な措置を講じなければならない。

【独自に追加する内容】

省令では、幼稚園を除くこととされていますが、幼稚園に在籍している児童についても可能な限り通園できるよう取り組むとともに、努力義務ではなく、責務として規定することで、通学支援に係る本市の取組姿勢を明確にし、さらなる推進を図ります。

3 パブリックコメントの実施結果

- ① 実施期間 2024年（令和6年）12月16日～2025年（令和7年）1月15日
- ② 意見数及び内容 意見はありませんでした。

4 施行期日

2025年(令和7年)4月1日